

長野県山形村
まち・ひと・しごと創生総合戦略
第1次改訂版



平成30年3月改定

山 形 村

目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 総合戦略策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 国の創生総合戦略との関係.....	2
(2) 第5次山形村総合計画※との関係.....	3
3 推進体制.....	4
(1) 策定体制.....	4
(2) 国や県、近隣自治体との連携推進.....	4
(3) 計画の進捗管理.....	5
4 計画の期間.....	5
5 政策5原則を踏まえた施策の推進.....	6
第2章 計画の基本体系.....	7
1 基本体系.....	7
第3章 具体的な施策・事業の展開.....	8
基本目標1 農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出.....	8
■施策の方向性.....	8
1 基本目標.....	8
2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標.....	9
基本目標2 豊かな自然と観光・交流資源を生かし新しいひとの流れを創る.....	13
■施策の方向性.....	13
1 基本目標.....	13
2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標.....	14
基本目標3 子育て・教育環境を整え、むらの宝（ひと）を育てる.....	17
■施策の方向性.....	17
1 基本目標.....	17
2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標.....	17
基本目標4 活発な住民活動と立地を生かした明るく元気なむらづくり.....	20
■施策の方向性.....	20
1 基本目標.....	20
2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標.....	21

※一次改定部分青字で表示

第1章 基本的な考え方

1 総合戦略策定の趣旨

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。急速な少子高齢化の進展と人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい住環境を確保し、将来にわたって活気のある日本を維持していくことを目指しています。

山形村においては、「雇用対策の不足」「公共交通が不十分」「地域コミュニティの希薄化」等の課題（弱み）のほか、総人口が2015年をピークとして減少に転じるものと推計され、今後の地域経済への影響や地域機能低下への影響が懸念されています。

今後の人口減少と地域経済の影響を克服し、定住人口の増加を地域経済の拡大につなげ、地域活力の好循環を生み出すため、国や県等の動向を踏まえながら、「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「山形村総合戦略」という。）を策定するとともに、本村の有する「豊かな自然」「観光・交流資源」等の地域の特性や、「コンパクトな村づくり」「生活環境施設が整い、立地環境に恵まれている」「多品目を生み出す農業」「活発な住民活動」等の強みを生かし、より一層村の魅力を発信していくことにより、活力あるむらづくりを進めていくものとします。

「強み」を生かす

豊かな自然

のどかな田園空間が広がり、輝く緑と清らかな水、澄んだ空気に包まれた豊かな自然がいきづいている

観光・交流資源

多くの来訪者が訪れる慈眼山清水寺や、村内各所にある道祖神など、独特の歴史・文化がいきづいている。唐沢そば集落や、観光体験農園、宿泊施設スカイランドきよみず、各種の交流イベント等の観光・交流資源がある

コンパクトな村

長野県下で2番目に面積が小さい自治体で、村民と行政との距離が近く、効率的な自治体経営や特色あるむらづくりが行いやすい。生活環境施設の整備が進むとともに、信州まつもと空港や長野自動車道など高速交通網へのアクセスに恵まれた立地環境にある

活発な住民活動

イベントの企画・開催、学校支援地域本部の取組など様々な分野で村民の自主的な活動が行われている

「弱み」を克服する

雇用対策の不足

村民満足度に関するアンケート調査のうち満足度が低い項目の一つ

地域コミュニティの希薄化

強みとして「活発な住民活動」がある一方、生活様式や価値観の変化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあり、区や連絡班への未加入者の増加が大きな課題となっている

公共交通が不十分

路線バスの利便性の向上や西部地域コミュニティバスの周知等により、通勤・通学手段の確保や高齢者等の移動手段の確保として一層の充実が求められている

2 計画の位置づけ

(1) 国の創生総合戦略との関係

山形村総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国の総合戦略及び長野県の「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を勘案して策定するものです。また、本村における人口の現状と今後の展望を示した「山形村人口ビジョン」を踏まえて策定しています。

■ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

ア 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・本格的な人口減少時代の到来、地方と首都圏等の経済格差による人口の一極集中
- ・地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる。
- ・地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生
 - ①首都圏等一極集中を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

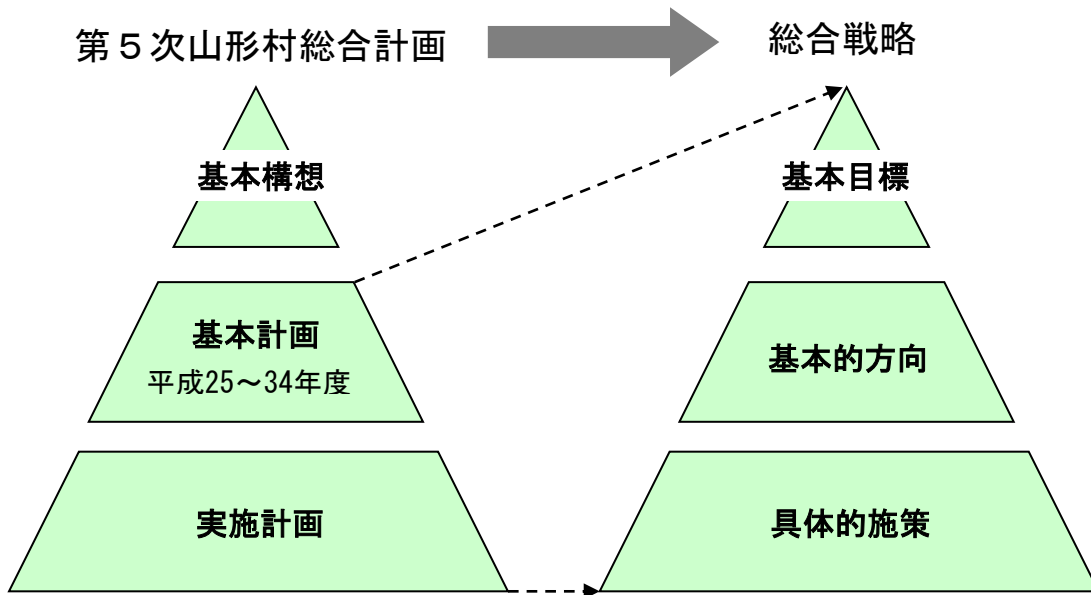
イ まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進や移住・定住促進等による「ひとの創生」
- ・安心できる暮らしの確保や、広域連携等による「まちの創生」

(2) 第5次山形村総合計画※との関係

山形村総合戦略は、第5次山形村総合計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものです。また、個別計画において、本村の様々な分野にわたる総合的な振興・発展を目指すなかで、本総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。

■ 第5次山形村総合計画と総合戦略のイメージ



■ 第5次山形村総合計画・総合戦略の進捗管理と見直し

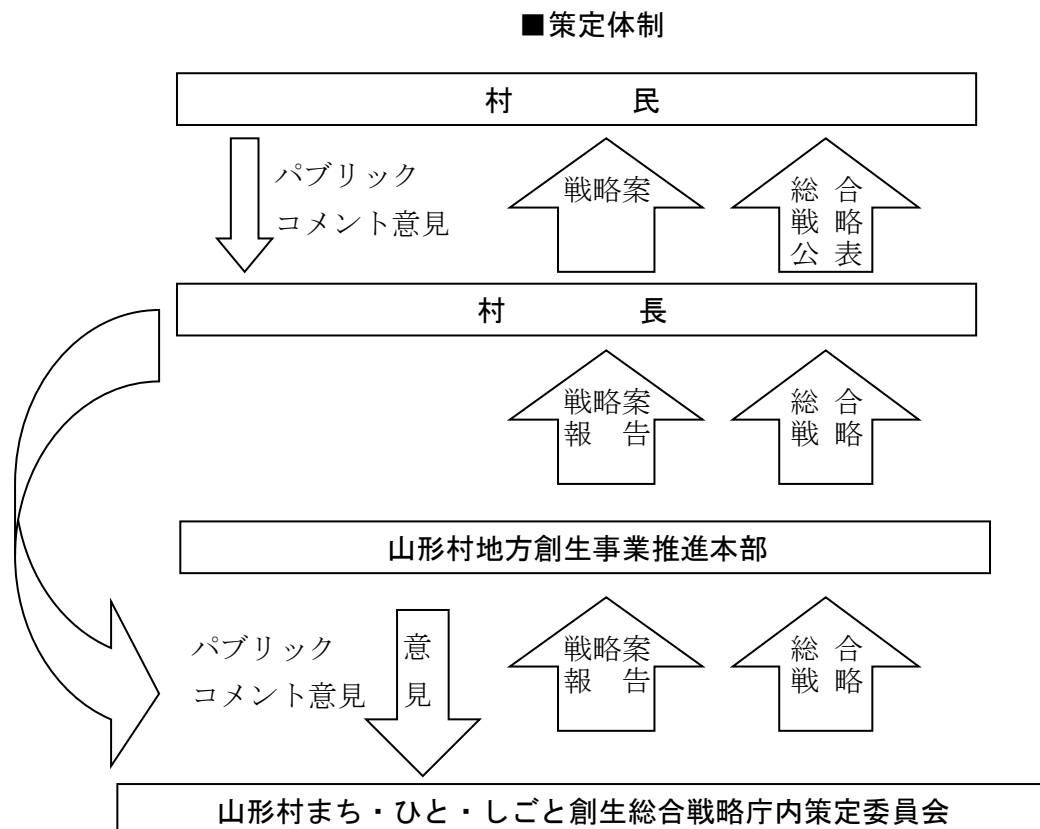
年度	H27	~	H31	~	H34
総合計画	 第5次山形村総合計画 (実施計画は向こう3年間とし、毎年度見直し)				
総合戦略	策定	 山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議による見直し			

※ 行政活動の基本となる最上位計画で、期間は平成25年度から平成34年度までの10年間。村民にとっては「村づくりの共通目標」、行政においては「新たな時代の経営指針」、国・県・周辺自治体に対しては「山形村の主張・情報発信」といった役割を持つ。

3 推進体制

(1) 策定体制

まち・ひと・しごと創生に全庁横断的に取り組むため、村長を本部長とする「山形村地方創生事業推進本部」及び「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内策定委員会」を設置し検討を重ねていきます。



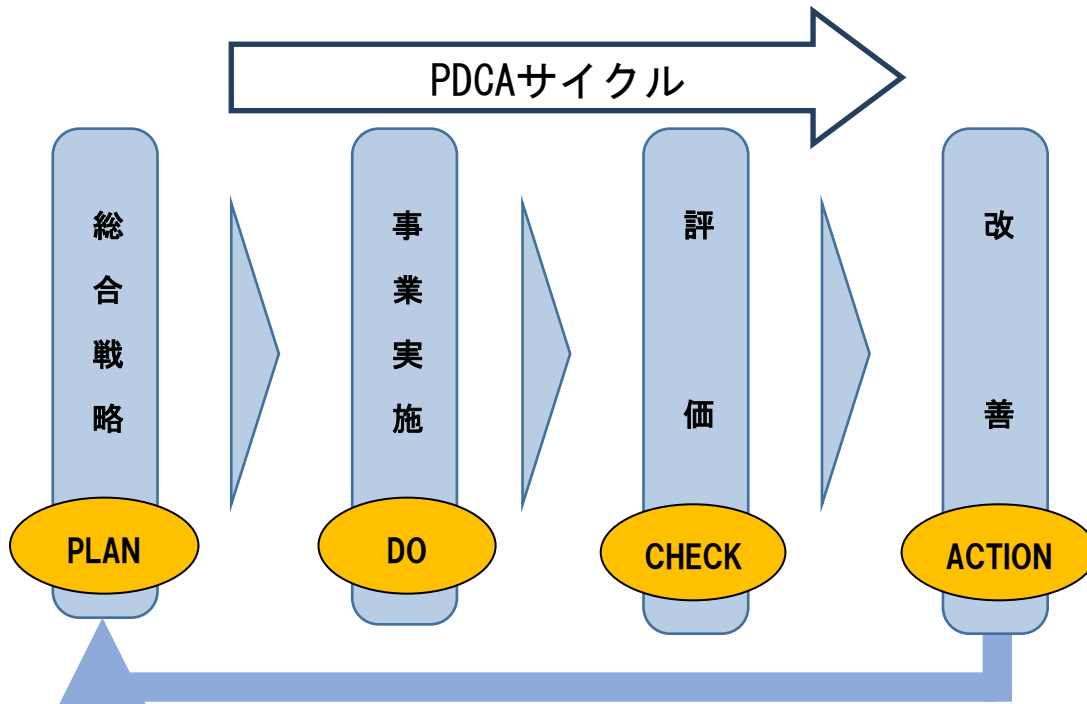
(2) 国や県、近隣自治体との連携推進

国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめとする地域間の広域連携を積極的に進めます。

(3) 計画の進捗管理

総合戦略は、住民、地域、団体、企業、行政など村全体で共有し協働して推進する計画であるため、村全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

引き続き「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議」において、村内各界各層とともに推進・検証をしていくものとします。また、総合戦略の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI）※1）を設定し、PDCAサイクル※2により、実効性を高めます。



※1 施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。「Key Performance Indicator」の略。

※2 計画、実施、評価、改善の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のひとつ。

4 計画の期間

本総合戦略の期間は、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年間とします。なお、社会環境の変化、施策の進捗など状況変化により、必要に応じて見直すものとします。

5 政策5原則を踏まえた施策の推進

国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえ、効果的な施策の推進を図ります。

■国の総合戦略における政策5原則抜粋

(1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労言の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

第2章 計画の基本体系

1 基本体系

<p>【国の政策分野①】 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</p> <p>基本目標 1 農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興と森林環境の保全 2 商工業の振興 3 雇用の確保
<p>【国の政策分野②】 地方への新しい人の流れをつくる</p> <p>基本目標 2 豊かな自然と観光・交流資源を生かし新しいひとの流れを創る</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光・産業資源や交流資源との連携による交流人口の拡大 2 移住・定住の受入れ体制づくり
<p>【国の政策分野③】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>基本目標 3 子育て・教育環境を整え、むらの宝（ひと）を育てる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「出会い」「結婚」への支援 2 妊娠・出産・子育て・教育への一貫した支援
<p>【国の政策分野④】 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>基本目標 4 活発な住民活動と立地を生かした明るく元気なむらづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な生活環境づくり 2 生き生きと健やかに暮らす地域づくりの推進

2060年の目標

定性的な目標	定量的な目標
<p>◆一定程度の人口が維持され、比較的若者が多く、豊かな生活環境が整い、それぞれが生涯現役で地域の中で認められながら生活している</p>	<p>◆人口6,800人を維持 ◆合計特殊出生率2.07を達成</p>

2060年の村のあるべき姿

安心して生き生きと暮らせる豊かな村

(人口減少抑制・生きがいを持って暮らす安全安心な地域)

第3章 具体的な施策・事業の展開

基本目標1 農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出

■施策の方向性

施策1 農業振興と森林環境の保全

個人や団体等の新規就農の促進を図るため就農機会創出の環境整備に取り組むとともに、農地の有効利用を推進し農産物のブランド化や6次産業化[※]に取り組みます。また、林業においては、作業環境の整備を図るとともに、間伐材等の利活用に取り組みます。

施策2 商工業の振興

商工会等と連携しながら、ビジネスチャンスにつながる情報を提供していくとともに、新たなビジネスの創出に向けた仕組みづくりや起業希望者等への支援に取り組みます。

施策3 雇用の創出

外部人材の確保や移住促進における人材誘致との連携を図るとともに、地域産業への就業促進を図る仕組みづくりに取り組みます。また、法人村民税等の引き下げ等による優遇措置を検討し、企業の進出誘導を図り村民の雇用の場の創出に取り組みます。

※ 農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法。

1 基本目標

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
農業の担い手となる中核的農業経営体数（認定農業者数）	86人（2015年度）	100人
村内事業所数	337（2015年度）	350
村の土地利用計画における企業誘致地区の達成率	87.6%（2015年度）	91.6%

2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 農業振興と森林環境の保全

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
農業法人数	4（2014年度）	6
遊休荒廃農地面積	11ha（2014年度）	8ha
民有林の集約間伐施業面積	—（2014年度）	20ha

(1) たくましい基幹産業 農業・農村の自立

【施策・事業内容】

- ◆遊休荒廃農地の再生・維持対策及び荒廃化防止対策により農村環境の保全と、農地の適正かつ有効な利用の促進を図ります。
- ◆農業経営体の育成及び農業団体等の活性化を促進するとともに、担い手への農地の利用集積を推進します。（認定農業者及び人・農地プランに基づく人材育成、農地流動化の促進、農地中間管理事業の活用）
- ◆風食防止対策を実施し、優良土壌の飛散防止に努めます。
- ◆土地改良施設等の計画的な更新・整備により、農業生活基盤の適切な維持管理を進めます。（灌漑施設整備、農業用道路の排水対策等）
- ◆関係機関との連携により生産体制の維持・強化を進めます。
- ◆6次産業化、法人化など農業経営の多角化を推進し、地域農業の活性化を図ります。
- ◆新規就農者、農家後継者に対する支援を通じ、自信の持てる農業経営の展開を図ります。
- ◆集落内の農地を有効活用するため、非農家の農地耕作要件を見直し、また村民農園の拡充等に取り組んで、「農」のある暮らしを促進します。

【事業名（担当課）】

- 農地機能維持対策事業【産業振興課】
- 農地流動化奨励金事業【産業振興課】
- 農地中間管理事業【産業振興課】
- 認定農業者活動支援事業【産業振興課】
- 「人・農地プラン」推進事業【産業振興課】
- 経営体育成支援事業【産業振興課】
- 農業再生協議会事業【産業振興課】
- 農業団体等育成支援事業【産業振興課】
- 風食防止対策事業【産業振興課】
- 多面的機能支払交付金事業【産業振興課】
- 農業施設整備事業【産業振興課】

- 園芸特産振興事業【産業振興課】
- 6次産業化推進事業【産業振興課】
- 新規就農者支援事業【産業振興課】
- せんぜ畑プロジェクト事業【産業振興課】
- 村民農園整備事業【産業振興課】

(2) 豊かな森林資源の保護と活用

【施策・事業内容】

- ◆間伐事業、林道整備、作業道整備等の基盤整備事業により、手の入らなくなった森林の機能回復と適正な管理を行います。
- ◆間伐材の有効活用、木育事業等の推進を図るとともに、森や緑に親しむことができる森林施設の整備と、未来に向けて環境保全に取り組む人材の育成に取り組みます。
- ◆松くい虫の被害対策、発生防止策を実施し、健全な山林の景観維持に努めます。
- ◆村民の生活環境や農作物に害を及ぼす野生鳥獣の駆除活動に加え、人と獣の活動域を明確化することで、愛着の持てる里山を再生します。

【事業名（担当課）】

- 森林整備事業【産業振興課】
- 林道維持管理事業【産業振興課】
- 間伐材等再活用事業【産業振興課】
- 木育事業【産業振興課】
- 林業施設整備事業【産業振興課】
- みどりの少年団事業【産業振興課】
- 松くい虫被害対策事業【産業振興課】
- 緩衝帯整備事業【産業振興課】
- 有害鳥獣駆除及び被害防止対策支援事業【産業振興課】
- 鳥獣被害対策実施隊事業【産業振興課】

◆施策2 商工業の振興

数値目標	基準値	目標値 (2019年度)
商工会会員数	147 (2014年度)	170

(1) 商工業の活性化

【施策・事業内容】

- ◆商工会と連携し、各種研修・指導事業等を実施して既存事業者の経営意欲向上を図るとともに、後継者対策や情報発信活動への支援に取り組みます。
- ◆いろいろな事業職種がある利点を生かし、村内での消費需要に村の事業者がしっかりと応えることのできる循環サイクルの構築を目指します。
- ◆個々の事業者が独創性と持続性のある経営を行い、新たに起業する事業者の受入れや世代の交代が地域としてスムーズに図られる環境づくりを応援します。
- ◆空き店舗や撤退事業所の跡地利用を促進し、集落内における経済活動と土地利用の空洞化防止に努めます。

【事業名 (担当課)】

- 商工業振興対策事業【産業振興課】
- 商工業指導事業【産業振興課】
- 商工業振興資金融資あっせん事業【産業振興課】
- 商工業労務対策事業【産業振興課】
- 地域資源再活用推進事業【産業振興課】

(2) 企業を核とした産業エリアの整備

【施策・事業内容】

- ◆基幹産業である農業との調和を図りながら、地域に根ざして安定的な事業展開ができる優良企業や研究機関の立地を促進します。

【事業名 (担当課)】

- 農業振興地域整備促進事業【産業振興課】

(3) 事業所・企業の連携と共存

【施策・事業内容】

- ◆大型商業施設や流通関連企業、コンビニエンスストア、小売店やサービス事業者、6次産業事業者等が相互に連携し、それぞれの特色を生かしながら共に事業継続していきける環境の整備に取り組みます。

【事業名 (担当課)】

- 事業所企業連携事業【産業振興課】

◆施策3 雇用の確保

数値目標	基準値	目標値 (2019年度)
定年後の新規就農人口の増加	3 (2014年度)	10

(1) 多様な業種への就労促進

【施策・事業内容】

- ◆事業所・企業の求人に対し、多くの地域住民が情報を収集できるよう整備を行います。
- ◆農地の適正な維持管理を図り、定年後の就農者を含めた就農人口を一定以上確保するため、農業法人などを支援し、雇用の確保に努めます。
- ◆農繁期の臨時労働力として、農家へのパート就労の体制づくりに取り組みます。

【事業名 (担当課)】

- 雇用促進事業【産業振興課】
- 農業再生協議会事業【産業振興課】

(2) 就労環境の整備

【施策・事業内容】

- ◆関係機関と連携し、シニア世代を中心とする就労支援に取り組みます。
- ◆企業が進出しやすい条件の整備を進めます。

【事業名 (担当課)】

- 学校施設等誘致研究事業【産業振興課】
- 塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業【産業振興課】

基本目標2 豊かな自然と観光・交流資源を生かし新しいひとの流れを創る

■施策の方向性

施策1 観光・産業資源や交流資源との連携による交流人口の拡大

村の歴史・文化・産業等を紡いだ着地型観光パッケージ※を創出し、積極的に情報発信を行い交流人口の拡大と地域産業の振興に取り組みます。また、より多くの交流人口の拡大を図る機会とするため、広域連携による観光推進を図ります。

施策2 移住・定住の受入れ体制づくり

国・県と連携し情報提供を進めます。また、空き家コーディネート、住まいの受入れ体制の確保等、山形村を移住先として選んでもらうためのサポートを推進するとともに、生活環境・教育・福祉・健康づくり等支援の充実した村の魅力をより一層PRします。

※ 都会からの観光客が、地方の名所や名産をめぐるツアーでなく、観光客を受入れる地元が、地域の特色を生かしたプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形。

1 基本目標

数値目標	基準値	目標値 (2019年度)
観光入込客数の増加 (5年間で2.5万人の増加)	1.5万人 (2014年度)	4万人
転入者数の増加 (5年間で11人の増加)	▲11人 (2014年度)	±0人

2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 観光・産業資源や交流資源との連携による交流人口の拡大

数値目標	基準値	目標値 (2019 年度)
観光協会主催の収穫体験参加者数	485 (2014 年度)	600
スカイランドきよみず宿泊客数	8,500 人(2014 年度)	11,500 人

(1) 自然と農業を生かした観光交流

【施策・事業内容】

- ◆収穫体験やりんごオーナー制度など、観光農業の更なる振興を進めます。
- ◆農産物等村の特産品のPR活動を積極的に行います。
- ◆清水高原の自然を生かすため、遊歩道や別荘地の環境整備に取り組み、あわせてスカイランドきよみずの集客アップに努めます。

【事業名 (担当課)】

- 山形村観光協会事業【産業振興課】
- 遊歩道整備事業【産業振興課】
- 清水高原保健休養地管理組合事業【産業振興課】
- 清水高原宿泊施設整備事業【産業振興課】

(2) 交流人口の拡大

【施策・事業内容】

- ◆村を紹介する映像を作成します。
- ◆清水寺周辺の遊歩道を活用します。
- ◆山形村の最新情報をフェイスブックやツイッターで村民有志が随時発信するとともに、HP (ホームページ)、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を活用した情報発信を強化します。
- ◆道祖神や清水寺を紹介する (スマホをかざすと音声案内を聞くことができる)パンフレットの作成とPRを進め、地域の歴史や伝統を理解し受け継ぐ意識を育むとともに観光人口の定着と増加を図ります。
- ◆YCSが制作した番組を図書館で閲覧及び貸し出しができるようにDVDに変換して過去の映像の保存を図ります。
- ◆文化遺産である清水寺を映像と音声で紹介し記録する番組を製作します。
- ◆唐沢そば集落には水車遺構や建造物が残っており、これらの調査とデータベース化を進め、今後の地域活性化に結び付けます。
- ◆慈眼山清水寺を全国にアピールし、京都清水寺とも連携して来訪者の増加につなげます。

【事業名（担当課）】

- 村プロモーションビデオ作成事業【総務課】
- 観光情報発信事業【産業振興課】
- 遊歩道整備事業【産業振興課】
- フェイスブック、ツイッター活用事業【総務課】
- SNS情報発信事業【総務課】
- 文化遺産紹介パンフレット作成事業【教育委員会】
- YCS番組保存DVD変換事業【教育委員会】
- 清水寺記録番組作成事業【教育委員会】
- 文化遺産修復保存事業【教育委員会】
- 唐沢そば集落の歴史的調査事業【教育委員会】

(3) 広域連携の取組**【施策・事業内容】**

- ◆Jリーグ松本山雅のホームタウン市町村※との共同による広域的観光を推進します。
- ◆本村の観光資源や食資源等の磨き上げと効果的な情報発信、誘客促進、広域観光ルートの提案等を進めるとともに、県、広域連合、近隣市村、関係団体と連携して、松本地域の魅力や観光情報の効果的・戦略的な発信・PRを行い、域内の周遊型・滞在型観光地づくりを推進します。
- ◆他地域の観光都市との交流を深め、各地に友好のパイプをつなぎます。

【事業名（担当課）】

- 松本山雅ホームタウン事業【総務課、産業振興課】
- 地域資源を生かした広域観光の推進事業【産業振興課】

※ Jリーグでは「Jクラブと地域社会が一体となって実現する、スポーツが生活に溶け込み、人々が心身の健康と生活の楽しみを享受することができる町」であるとしている。

◆施策2 移住・定住の受入れ体制づくり

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
移住・定住の相談件数（5年間で47件増）	3件（2014年度）	50件
移住関連情報のホームページアクセス数の増加（5年間で1万回の増加）	0回（2014年度）	10,000回

（1）移住・定住の情報発信によるきっかけづくり

【施策・事業内容】
◆空き家の状況の把握と活用内容を検討し、空き家バンクの作成を進めるとともに、移住関連情報を村ホームページ等に積極的に掲載し、情報発信を強化します。
【事業名（担当課）】
○ホームページ事業【総務課】
○空き家台帳作成事業【総務課】

（2）移住・定住の住まい等の環境づくり

【施策・事業内容】
◆空き家の有効活用を図るため、空き家バンクと相談窓口を設けます。
◆I・U・Jターン*などで山形村に移り住み、居を構え、生活を営む定住を支援します。
◆地域おこし協力隊事業を活用し、移住希望者の支援を行います。
【事業名（担当課）】
○空き家バンク事業【総務課】
○I・U・Jターン促進事業【総務課】
○田舎暮らし体験助成事業【総務課】
○地域づくりインターン事業【総務課】

※ Iターンは都市から地方へ移住すること。Uターンは地方から都市へ移住したあと、また地方へ移住すること。
Jターンは地方から大都市へ移住したあと、中都市へ移住すること。

基本目標3 子育て・教育環境を整え、むらの宝（ひと）を育てる

■施策の方向性

施策1 「出会い」「結婚」への支援

多様な交流を進め、男女の出会いの機会の拡大に取り組みます。

施策2 妊娠・出産・子育て・教育への一貫した支援

子育てに関する情報を一元化して提供する仕組みを構築し、子育て世代の利便性を図ります。また、妊娠・出産等において、各段階に応じた支援を進めるとともに一貫した子育て・教育体制等により、安心して子育て・教育ができる環境づくりに取り組みます。

1 基本目標

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
学校支援にかかわる延べ人数の増加	—（2014年度）	10%増加
合計特殊出生率の上昇	1.51（2014年度）	1.68
未婚率の減少（5年間で7.2%減少）	21.6%（2010年度）	14.4%

2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 「出会い」「結婚」への支援

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
婚姻数（5年間で291組）単年度65組	単年度49組（2014年度）	単年度65組

（1） 出会い・結婚・妊娠・出産への支援

【施策・事業内容】

◆結婚を望む男女の出会いの機会を支援します。

【事業名（担当課）】

○出会い・結婚支援相談事業【保健福祉課】

◆施策2 妊娠・出産・子育て・教育への一貫した支援

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
不妊・不育治療助成件数	6件（2014年度）	10件
学校支援者延べ人数	1,500人（2014年度）	1,650人
寺子屋山形開催数	4回（2014年度）	15回

（1）妊娠・出産への支援

【施策・事業内容】

- ◆現在の不妊治療に不育症も加え、助成します。
- ◆妊娠期から出産期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目ない支援体制を構築します。

【事業名（担当課）】

- 不妊・不育症治療に要する費用の助成事業【保健福祉課】
- こんにちは赤ちゃん事業・養育訪問支援事業【子育て支援課】
- 妊婦相談支援事業【子育て支援課】
- 母子保健事業【保健福祉課】

（2）就学前からの一貫した子育て・教育環境による支援

【施策・事業内容】

- ◆未満児保育の利用意向増に伴う受入れの拡大や、病後児園児の受入れを図ります。
- ◆保育料利用料の見直しを進めます。
- ◆育児に関する様々な悩み等に対応するため、切れ目のない支援体制を目指します。
- ◆支援が必要な子育て世帯に対し経済的な負担緩和を図り、あわせて子どもの学習支援や子どもの居場所づくりを進めます。
- ◆学校運営協議会や学校支援地域本部など、保護者、学校、地域が一緒になって学校支援活動の場を広げるための取組を進めます。
- ◆育児に役立つ行政制度やサービスを紹介するサイト「ママフレ※」により、子育て支援の行政情報を積極的に発信します。
- ◆就学援助費支給制度の対象範囲を生活保護基準の1.6倍に拡充します。

【事業名（担当課）】

- 未満児保育施設事業【子育て支援課】
- 病後児保育事業【子育て支援課】
- 保育料の軽減事業【子育て支援課】
- 子育て支援拠点事業【子育て支援課】

- 利用者支援事業【子育て支援課】
- 貧困家庭支援事業【子育て支援課】
- コミュニティ・スクール推進事業【教育委員会】
- 就学援助費支給事業【教育委員会】

※ 民間のIT企業と行政が共同で運営する子育て応援のためのWebサイト。パソコンやスマートフォンからでも利用可能で、子育てに関する情報交換のツールとして期待できる。

基本目標 4 活発な住民活動と立地を生かした明るく元気なむらづくり

■施策の方向性

施策 1 安全・安心な生活環境づくり

減災・防災対策の充実を図るとともに、高速情報通信サービス^{※1}や地域公共交通の利便性向上^{※2}に取り組みます。

施策 2 生き生きと健やかに暮らす地域づくりの推進

温もりのある豊かな地域を形成するため、世代間交流や新規定住者等の交流の場づくりを進め、地域コミュニティの活性化を図ります。また、村民の健康づくりに積極的に取り組むとともに、生涯現役として高齢者の活躍の場の創出に取り組みます。

※1 光ファイバー回線網による通信方法。

※2 地方の過疎化やマイカーの普及に伴う鉄道や路線バスの撤退、運行便数の減少により生じた空白を埋めるために、行政が行う交通施策。

1 基本目標

数値目標	基準値	目標値 (2019 年度)
防災倉庫設置箇所数	8 箇所 (2014 年度)	14 箇所
福祉バス運行台数	1 台 (2014 年度)	2 台

2 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 安全・安心な生活環境づくり

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
公衆無線LAN※利用可能施設の増加 （5年間で8施設増）	0箇所（2014年度）	8箇所

※ 端末を無線でもインターネットに接続させることが可能な技術のひとつ。

（1） 日常の防災力の向上

【施策・事業内容】

- ◆冬期間道路の安全確保や除雪体制の充実を図ります。
- ◆自主防災会の活動の充実や、防災・減災対策の取組を進めます。

【事業名（担当課）】

- 冬期間道路の安全・安心事業【建設水道課】
- 地域の防災・減災力強化推進事業【総務課】

（2） 高速通信網の整備

【施策・事業内容】

- ◆公衆無線LAN環境を提供し利用者の利便性を高めます。

【事業名（担当課）】

- 公衆無線LAN環境整備事業【総務課】

（3） 生活の利便性の向上

【施策・事業内容】

- ◆上下水道施設長寿命化計画や道路河川の適正な維持管理を行い、安心して暮らせるインフラ整備を進めます。
- ◆コミュニティバス、路線バス、福祉バスなどの利便性を高め、安心して暮らせる地域づくりを進めます。（公共交通の充実）

【事業名（担当課）】

- 上下水道整備事業【建設水道課】
- 道路整備事業【建設水道課】
- 路線バス運行補助事業【総務課】
- 福祉バス運行事業【保健福祉課】

◆施策2 生き生きと健やかに暮らす地域づくりの推進

数値目標	基準値	目標値（2019年度）
連絡班未加入率（5年間で1.7%減）	16.7%（2014年度）	15.0%

（1） 地域内交流・連携の促進

【施策・事業内容】

- ◆U・I・Jターンによる移住者との定期的な交流を図り、連絡班への加入促進につなげます。

【事業名（担当課）】

- ウェルカム山形事業【総務課】
- 人材育成派遣事業【総務課】

（2） 村民の健康づくり・スポーツ活動・医療環境への支援

【施策・事業内容】

- ◆身近なウォーキングコース整備やパンフレット作成、案内板の整備を推進します。
- ◆健康管理のための機器の購入助成や貸し出しを行うほか、健康遊具をいちいの里に設置し、そこに留まる時間を作ることでコミュニティの構築につなげます。
- ◆スポーツ活動を行う青少年を支える指導者・保護者への研修機会をサポートします。
- ◆特定健診※受診率の向上を目指します。
- ◆音楽セラピーの導入と普及を進めます。

【事業名（担当課）】

- ウォーキングコース整備事業【教育委員会】
- （シニア向け）健康遊具の設置事業【総務課】
- ジュニアスポーツ強化サポート事業【教育委員会】
- 健康寿命延伸のための健康管理事業【保健福祉課・住民課】

※ 2008年4月より始まった、40歳以上75歳未満（年度途中で75歳に達する人を含む）の被保険者及び被扶養者対象の、メタボリックシンドロームの予防・解消に重点を置いた、生活習慣病予防のための健診のこと。

(3) 高齢者の活躍の場の創出

【施策・事業内容】

- ◆学校支援ボランティア、買い物支援ボランティア、話し相手、雪かきボランティア等の養成や、住みやすく災害等に強い地域を作るための高齢者でも活躍できる場の創出を図ります。

【事業名（担当課）】

- 高齢者の活躍の場創出事業【保健福祉課・教育委員会】